

○南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

平成18年 1 月 1 日条例第112号

改正

平成19年 3 月29日条例第12号

平成20年 3 月28日条例第11号

平成21年 3 月27日条例第10号

平成27年12月17日条例第48号

南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭のうち所得の低い家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、当該右欄に定めるところによる。

ひとり親家庭	<p>次の各号のいずれかに該当する児童を父又は母のいずれか一方が監護する家庭をいう。ただし、児童の父の配偶者又は母の配偶者が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項に規定する程度の障害の状態にある家庭を含む。</p> <p>(1) 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>(2) 父又は母が死亡した児童</p> <p>(3) 父又は母が令第 1 条第 2 項に規定する程度の障害の状態にある児童</p> <p>(4) 父又は母の生死が明らかでない児童</p> <p>(5) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童</p> <p>(6) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童</p> <p>(7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童</p>
--------	--

	<p>(8) 父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童</p> <p>なお、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」又は「母」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その父又は母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>
児童	<p>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 18歳未満の者及び18歳に達した日からその日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(2) 18歳に達した日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は市長が定める学校、教育施設等に在籍している場合にあつては、その日以後における最初の3月31日までの間にある者</p>
父母のない児童	<p>父母（養父母を含む。）が、死亡し、又は監護しない児童をいう。</p>
対象者	<p><u>ひとり親家庭の父又は母</u>（以下「ひとり親家庭の親」という。）及びその<u>児童並びに父母のない児童</u>であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者をいう。</p>
医療保険各法	<p>次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>
医療費の一部負担金	<p>対象者の受診に係る医療費のうち、医療保険各法その他医療に関</p>

	<p>する法令の規定により対象者が負担すべき額（当該受診について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額）</p> <p>なお、対象者が負担すべき額に医療保険各法の規定による保険者が負担すべき高額療養費が含まれる場合は、その額を除いた額</p>
--	--

（助成の対象）

第 3 条 この条例に基づく助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者（前条の表ひとり親家庭の項第 8 号に該当するひとり親家庭の者を除く。）であって、前条に定める対象者である者とする。

2 ひとり親家庭の児童が修学等により、市外に住所を有する場合は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であって、ひとり親家庭の親に監護されていると認められる場合に対象者として扱うものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合の当該対象者の医療費の一部負担金については助成しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童
- (3) 児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の規定による児童福祉施設に入所している児童
- (4) ひとり親家庭の親又は当該ひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第89号）第877条第 1 項に定める扶養義務者で生計を同じくするものの前年（1月から7月1日までの間に受給資格の登録がなされる場合にあつては前々年）の所得（令第 3 条及び第 4 条の規定に基づいて算出した額をいう。）が、それぞれ令第 2 条の 4 第 2 項及び**第 8 項**に規定する額以上である場合の当該ひとり親家庭の親及びその者に監護されている児童
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項の規定に基づく被支援者

（助成）

第 4 条 市は、対象者に係る医療費の一部負担金の額が規則に定める額を超えるときに、その超える金額に相当する額を対象者に助成する。

2 前項の規定による助成は、対象者が次条の登録を受けた日以後の受診に係る医療費の一

部負担金について行うものとする。

(受給資格の登録)

第 5 条 前条の規定による助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請書を提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

(助成の申請)

第 6 条 受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項及び前条の申請は、助成を受けようとする者がひとり親家庭の親及び児童の場合は当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童の場合は当該父母のない児童（当該父母のない児童を監護する養育者等がいる場合は当該養育者等）が行わなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 7 条 この条例に基づく助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 8 条 市長は、受給資格者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その限度において助成を行わず、又は助成した医療費を返還させる。

(助成金の返還)

第 9 条 市長は、受給資格者が偽りその他の不正行為により、この条例に基づく助成を受けたときは、助成した金額の全部又は一部を返還させる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年小高町条例第2号）、鹿島町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年鹿島町条例第9号）又は原町市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和59年

原町市条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の医療行為に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月17日条例第48号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(助成の特例)

- 2 平成27年4月1日からこの条例の施行の日までの間において、改正後の南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条の表ひとり親家庭の項第8号に該当するひとり親家庭への助成については、第4条第2項の規定中「対象者が次条の登録を受けた日以後の受診に係る医療費」とあるのは「市が第2条の表ひとり親家庭の項第8号の規定に該当する事実を確認した日の翌月以後の受診に係る医療費」とする。